

「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」（区域施策編）に掲げる施策の実施状況

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
1	産1	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	サーキュラーエコノミー(循環経済)の取組支援	ワンストップ支援拠点を設置し、県内企業からのサーキュラーエコノミーに関する相談対応や普及啓発を行うとともに、ビジネスモデルの創出支援などリーディングモデルの構築に取り組み、県内におけるサーキュラーエコノミーを推進します。	サーキュラーエコノミー型ビジネス創出への支援 複数の県内中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出にかかる経費等を補助する。  県有大規模集客施設における実証事業 県有大規模集客施設において、来場者から排出されたペットボトルの水平リサイクル等に向けた分別回収の有効な手法の検証や、県民に対する啓発を実施する。	(R5新規事業)	環境部
2	産2	●						●		①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実 ③脱炭素社会をリードする産業の育成	サーキュラーエコノミー(循環経済)の取組支援	ワンストップ支援拠点を設置し、県内企業からのサーキュラーエコノミーに関する相談対応や普及啓発を行うとともに、ビジネスモデルの創出支援などリーディングモデルの構築に取り組み、県内におけるサーキュラーエコノミーを推進します。	・埼玉県産業振興公社内に「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を設置し、企業等からの相談対応やマッチング支援などをワンストップで行う。 ・センターでサーキュラーエコノミーに関する普及啓発や事業化に向けた研究会を開催する。 ・埼玉県産業技術総合センター北部研究所を「食の再資源化トライアル拠点」に位置付け、食品残さを活用した製品や素材の開発等を支援する。	(R5新規事業)	産業労働部
3	産3	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	中小企業における省エネルギー対策の促進	設備投資促進資金による低利融資、EMS等設備への補助制度などにより、地球温暖化対策に取り組む中小企業等のCO <sub>2</sub> 排出削減設備導入や資金調達に対する支援を行います。	・環境みらい資金による低利融資 対象:中小企業等 貸付利率:年利0.3%(信用保証付き:0.01%) ・補助制度①(省エネ設備導入) CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入支援(大規模事業所、中小規模事業所) 補助率:1/3(上限額 大規模:10,000千円、 中小規模:(脱炭素化枠)5,000千円(通常枠)補助率:1/4 3,000千円) CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入支援(緊急対策枠) 補助率:2/3(上限額 5,000千円) ・補助制度②(スマート省エネ技術導入支援事業) 補助率:1/3(上限額 10,000千円)	・環境みらい資金 金融機関等への利子補給を実施 新規融資実績 35件 ・補助制度 交付実績 173件	環境部
4	産4	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	中小企業における省エネルギー対策の促進	設備投資促進資金による低利融資、EMS等設備への補助制度などにより、地球温暖化対策に取り組む中小企業等のCO <sub>2</sub> 排出削減設備導入や資金調達に対する支援を行います。	・設備投資促進資金(カーボンニュートラル要件)による低利融資 対象:カーボンニュートラルの実現につながる設備投資を行う中小企業者等	融資実績 2件	産業労働部
5	産5	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	暑さ対策に資する省エネ設備等の導入支援	断熱対策や遮熱対策を行う中小企業等の設備導入に対する支援を行い、省エネ対策と同時に排熱対策を促進します。	暑さ対策省エネ設備導入支援事業 屋根、外壁及び窓に対する遮熱、断熱対策に対する補助 対象:中小企業等 補助率:1/3(上限額 3,000千円)	遮熱塗装、屋根の断熱対策、窓ガラスの断熱対策などに対して補助を実施 交付実績 11件	環境部
6	産6	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	省エネルギーによる中小企業の経営力向上の促進	専門家と連携して省エネ診断や省エネに関する提案・助言を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策を進め、経営力向上を促進します。	・中小企業に省エネルギーの専門家(エネルギーマネジメント業者、省エネナビゲーター)を派遣し、具体的な省エネ対策を提案 ・金融機関や中小企業診断士などの専門家と連携し、省エネ対策の投資拡大を支援	中小企業診断士等と連携した省エネナビゲーターなどによる省エネ診断 81件	環境部
7	産7	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	事業者の省エネルギー・CO <sub>2</sub> 削減取組の普及啓発	事業者の省エネルギー・CO <sub>2</sub> 削減への取組事例を積極的に発信し、他の事業者の環境に配慮した取組を促進します。	セミナーや研修会により、優良な取組事例の発信を行う。	中小企業診断協会省エネ研究会 経済団体等主催カーボンニュートラルセミナー 金融機関での勉強会など 計25回	環境部
8	産8	●								①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	事業者の省エネルギー・CO <sub>2</sub> 削減取組の普及啓発	事業者の省エネルギー・CO <sub>2</sub> 削減への取組事例を積極的に発信し、他の事業者の環境に配慮した取組を促進します。	中小企業CO <sub>2</sub> 削減対策見える化支援事業 排出量取引制度の対象事業所のうち中小企業の事業所(約200事業所)について、自らの省エネ対策の取組程度を確認してもらうとともに、優良な事業所を表彰するもの。	・点検表配布:189件 ・事業所調査:48件 ・事例集の作成	環境部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
9	産9	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	事業者の環境マネジメントへの取組の促進	事業活動において環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度」の推進により、事業者の環境マネジメントへの取組を促進します。	エコアップ認証制度 環境マネジメントに取り組み、かつ、CO <sub>2</sub> 削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証 対象:「地球温暖化対策計画」を提出した事業者が設置している県内の事業所(大規模事業所を除く)	認証事業所数 62	環境部
10	産10	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	環境分野におけるSDGsの取組の促進	SDGsに自ら取り組む県内企業・団体等を登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度により、企業・団体等のSDGsの取組を支援します。	SDGsに自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業・団体等を県が登録する。	・埼玉県SDGsパートナー登録 1,167者(532者増)	企画財政部
11	産11	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	環境分野におけるSDGsの取組の促進	特に環境分野については、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」により事業者の取組をPRするとともに、モデル事例の共有、業界団体との連携により、環境分野のSDGsの取組を促進します。	環境SDGs取組宣言企業制度 ・環境への取組内容を企業等に宣言してもらい、PR ・専門家の派遣など支援	・環境SDGs取組宣言企業 213社 ・モデル事例企業 8社 ・成果発表会 2回 ・環境関連団と連携した取組 2団体	環境部
12	産12	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	ESG金融の促進	環境問題や社会的課題の解決に資する事業の財源とするため埼玉県ESG債等を発行し、県民や県内企業からの投資を呼び込むことで、埼玉版SDGsの理解促進に繋がります。	・埼玉県ESG債として、サステナビリティボンドを発行する。	埼玉県ESG債(サステナビリティボンド)の発行 発行月 :令和4年9月 発行額 :150億円 発行年限 :10年債(満期一括償還)	企画財政部
13	産13	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	ESG金融の促進	また、金融機関と連携したESG投資への移行等も視野に入れ、SDGsに関し優れた取組を行う企業等を表彰することなどにより企業価値の向上を図るとともに、優れた取組の横展開を図ります。	環境SDGs取組宣言企業制度 優れた企業の取組を彩の国環境大賞で表彰し、展示会(ビジネスアリーナ)への出展を支援	展示会(ビジネスアリーナ)への出展支援 3社	環境部
14	産14	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	環境配慮企業への評価	入札参加資格審査において環境配慮の取組を行う企業を評価することで、県内企業の環境意識の醸成を図ります。	入札参加資格審査において、環境配慮の取組を行う企業を評価することで、県内企業の環境保全活動を促進(ISO14001、埼玉県エコアップ認証、エコアクション21のいずれかの認証を取得した場合、環境配慮ありとして加点)。	・建設工事競争入札参加者の資格審査事務 審査件数 7,824件(内県分5,896件) ・物品等競争入札参加者の資格審査事務 審査件数 8,856件(内県分6,968件)	総務部
15	産15	●							①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成	職業訓練事業において脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成に係る内容の一部を訓練科目に取り入れるなど、人材育成支援を行います。	高等技術専門校の一部の訓練科において、太陽光発電などの脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成に係る内容を取り入れることにより、人材育成支援を行う。	3科で職業訓練を実施 修了者数 52人	産業労働部
16	産16	●							②大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進	目標設定型排出量取引制度の推進	温室効果ガスを多く排出する大規模事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」を推進します。	目標設定型排出量取引制度 対象:原油換算で1,500kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する大規模な事業所 目標削減率:第1計画期間8%又は6%、第2計画期間15%又は13%、第3計画期間22%又は20%	・対象事業所数 581事業所(R4) ・制度ガイドライン等の改正、説明会の実施 ・事業所立入調査 57件	環境部
17	産17	●							②大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進	地球温暖化対策計画制度の推進	県内で温室効果ガスを多く排出する事業者を対象とした「地球温暖化対策計画制度」を推進します。	地球温暖化対策計画制度 対象:県内に設置している全ての事業所におけるエネルギー使用量が、前年度に1,500kL以上であった事業者(特定事業者) 特定事業者以外も任意で計画を作成・報告することができる	・計画書の受理・審査・公表 ・制度ガイドライン等の改正、説明会の実施 ・地球温暖化対策計画提出事業者 808事業者	環境部
18	産18	●							②大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進	企業立地時における地球温暖化対策の実施要請	環境影響評価制度により、企業立地を行う際に、環境に配慮した事業計画の策定を事業者に要請します。	環境影響評価制度 対象:インフラ整備(道路、ダムなど)、土地区画整理事業、廃棄物処理施設や工場などの設置など(20事業) 規模要件:工場の設置(施行区域の面積20ha以上)、廃棄物処理施設の設置(1日当たりのごみ処理能力200t以上)など 評価項目:大気質や温室効果ガスなど21項目 対策例:省エネ設備の導入、緑化、工事時の温室効果ガスの低減など	環境影響評価技術審議会開催 全体会 2回、小委員会 13回	環境部
19	産19	●	●						③建築物・設備の低炭素化 ③住宅の低炭素化	新築建物における省エネ・環境性能の向上	一定規模以上の建築物の新築又は増築等を対象に省エネルギー、太陽光の利用、コージェネレーションシステム、資源有効活用、ヒートアイランド対策や緑化などの環境配慮計画の作成・届出制度を運用し、環境性能の向上を図ります。 また、CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)などの評価システムを活用し、対象建築物の評価を公表します。	埼玉県建築物環境配慮制度 ・建築物の環境性能の見える化により環境配慮の取組を普及 ・CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)による格付けや環境配慮の取組等を県ホームページで公表 対象:延床面積2,000㎡以上の新築、増築、改築 環境性能例:省エネ性能、再エネの検討、省資源・リサイクル、緑化、周辺環境への配慮など	埼玉県建築物環境配慮制度届出件数 194件	都市整備部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
20	産20	●	●						③建築物・設備の低炭素化 ③住宅の低炭素化	環境に配慮した建築物に対するインセンティブ(優遇措置)の付与	環境に配慮した建築物に対して、総合設計制度を活用し、容積率の上乗せの仕組みを適用します。	総合設計制度(建築基準法) 対象:2,000㎡又は500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物 敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地(公開空地)を設けることなどにより、市街地環境の整備改善に資すると認められる場合、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限などを緩和	申請数 0件	都市整備部
21	産21	●	●						③建築物・設備の低炭素化 ③住宅の低炭素化	低炭素建築物新築等計画の認定	市街化区域等における低炭素建築物新築等計画の認定により、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及を進めます。	低炭素建築物新築等計画(都市の低炭素化の促進に関する法律) 対象:市街化区域の建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置及び改修 認定基準:外壁・窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準、一次エネルギー消費量(冷暖房、換気、給湯、照明)に関する基準、再エネ設備の導入かつ節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策(緑化など)などの建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準など メリット:住宅ローン減税等の税制上の優遇措置、容積率緩和措置	低炭素建築物認定制度認定件数 81件	都市整備部
22	産22	●							③建築物・設備の低炭素化	既存建物のエコオフィス化に対する支援	既存建物について、省エネ診断などを通じて改修時などにおけるエコオフィス化を支援します。	・中小企業に省エネルギーの専門家(エネルギー管理業者、省エネナビゲーター)を派遣し、具体的な省エネ対策を提案 ・金融機関や中小企業診断士などの専門家と連携し、省エネ対策の投資拡大を支援	中小企業診断士等と連携した省エネナビゲーターなどによる省エネ診断 81件	環境部
23	産23	●							③建築物・設備の低炭素化	浄化槽の省エネ化促進	中・大型合併処理浄化槽への高効率設備導入を行うための支援制度を周知することにより、浄化槽の省エネ化を促進します。	環境省の浄化槽省エネ化支援制度の周知 既設中・大型合併浄化槽において高効率な機械設備等の導入に要する経費の一部を補助し、CO <sub>2</sub> の排出抑制を図る 対象:民間事業者・団体、地方公共団体等 内容: ・既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率危機への改修 ・既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換 ・上記と併せて行う再エネ設備の導入	県各部主管課及び県内63市町村に補助制度について周知した。	環境部
24	産24	●							④オフィスや街区の低炭素化	グリーンITの推進	クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優れた機器を導入するなどしてグリーンITを推進します。	・省エネルギー性に優れたパソコンを導入するとともに、パソコンの使用に当たり、省電力モードを徹底させるなど、職員の意識改革を進める。 ・クラウド技術を活用し、庁内情報システムを集約化することにより、消費電力を抑え維持管理費の縮減を図る。	・省電力性に優れたパソコンを調達した。 ・庁内情報システムを埼玉県市町村共同クラウドへ集約した。	企画財政部
25	産25	●							④オフィスや街区の低炭素化	グリーンITの推進	クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優れた機器を導入するなどしてグリーンITを推進します。	サーバー、パソコン等の機器を更新する際は、消費電力に優れた機器の調達を実施	・業務用サーバーの更新 ・職員用パソコンの更新 等	警察本部
26	産26	●							④オフィスや街区の低炭素化 ⑤県庁の率先行動	グリーン調達の推進	「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に基づく率先行動として、庁内で使用する事務用消耗品等について、環境に配慮した物品を購入します。	人事異動に伴う机・いす等について、グリーン購入の趣旨に基づき、環境に配慮した物品を一括調達している。	環境に配慮した以下の物品を一括調達した。 ・片そで机:28台 ・わき机:16台 ・回転いす:54脚	会計管理者(出納)
27	産27	●							④オフィスや街区の低炭素化	グリーン調達の推進	また、県民、事業者等にも環境に配慮した物品の購入を呼び掛けます。	県民、事業者に対する環境配慮物品の購入推進の呼びかけ	「埼玉県グリーン調達推進方針」の県ホームページ掲載やグリーン購入ネットワークの事業を通じてグリーン購入の推進への協力を呼びかけた。 対象品目:23分野 304品目	環境部
28	産28	●							④オフィスや街区の低炭素化	道路照明灯のLED化	道路照明灯について、消費電力の少ないLED灯への転換を推進します。	道路照明灯具をナトリウム灯具から消費電力の少ないLED灯具へ更新することにより、消費電力を抑え維持管理費の縮減を図る。	LED灯具リース契約 (R4年度末時点契約灯数) 約23,100灯	県土整備部
29	産29	●							④オフィスや街区の低炭素化	商店街の省エネ化の促進	歩行者の安全・安心の確保による商店街のにぎわい創出と省エネ化を両立するため、商店街が行う街路灯のLED化などの環境配慮型施設整備に対して補助を行います。	商店街等施設整備事業 活性化につながる施設整備(街路灯のLED化や防犯カメラ設置など)に対し市町村を通じて助成 ・補助対象者:商店街及び商工団体 ・補助率:県1/3、市町村1/3、事業者1/3 ・補助上限額:新設10,000千円 改修2,500千円	LED街路灯の新設及びLED化改修に対する補助金の交付 8団体	産業労働部
30	産30	●					●		⑤県庁の率先行動 ①再生可能エネルギーの普及拡大	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」の運用	新規設置実績なし (エコオフィス改修事業)	総務部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
31	産31	●						●	⑤ 県庁の率先行動 ①再生可能エネルギーの普及拡大	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。	・県有施設の太陽光導入ポテンシャル等を調査し、設置可能な県有施設に太陽光発電設備、蓄電池等を導入 ・環境科学国際センターに太陽光発電設備、蓄電池、V2B等を設置し、発電した電力を効率的に活用するとともに、災害時は隣接する特別支援学校に電力を供給するモデル事業を実施	県有施設における再生可能エネルギー活用設備(太陽光発電設備、蓄電池等)導入によるエネルギーの効率的利用等に関する検討を行った。	環境部
32	産32	●						●	⑤ 県庁の率先行動 ①再生可能エネルギーの普及拡大	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。	SAITAMA ロボティクスセンター(仮称)の整備	R8年度に開所を目指しているSAITAMA ロボティクスセンター(仮称)の基本設計において、ZEB達成を目指して太陽光発電設備等の設置を検討することを記載。	産業労働部
33	産33	●						●	⑤ 県庁の率先行動 ①再生可能エネルギーの普及拡大	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。	北部家畜保健衛生所(仮称)の整備	R8年度に開所を目指している北部家畜保健衛生所(仮称)の基本設計において、ZEB達成を目指して太陽光発電設備等の設置を検討することを記載。	農林部
34	産34	●						●	⑤ 県庁の率先行動 ①再生可能エネルギーの普及拡大	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。	浄水場敷地等へ太陽光発電設備を導入する	太陽光発電設備導入に係る検討	企業局
35	産35	●						●	⑤ 県庁の率先行動 ①再生可能エネルギーの普及拡大	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。	警察施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電を設置	新規設置実績なし	警察本部
36	産36	●							⑤ 県庁の率先行動	県有施設の再生可能エネルギー利用	地域における再生可能エネルギー電力への切り替えを促進するため、庁舎など県が所有する施設で使用する電力の再生可能エネルギー電力への切り替えに最大限取り組みます。	管財課が行う電力調達において、再生可能エネルギー電力の導入検討	①埼玉県庁舎のほか高圧受電庁舎72施設、②低圧受電庁舎17施設を対象として、再生可能エネルギー導入状況が基準を満たすことを条件とした電力調達の入札を実施した。しかし、ロシアのウクライナ侵襲による燃料費等の高騰により、両調達とも応募者がいなかった。 ①の調達については、供給者がいないため、12月～3月は一般送配電事業者である東京電力パワーグリッドから最終保障供給により供給を受けた。低圧受電庁舎については入札が不調となり、基準を満たす事業者と契約を継続締結した。	総務部
37	産37	●		●					⑤ 県庁の率先行動 ① 電動車、低燃費車の普及促進	公用車への電動車の率先導入	県・市町村において公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。	公用車グリーン導入指針の運用により、公用車への電動車導入を推進する。導入可能車:EV、PHV、FCV、HV、九都県市指定低公害車(※警察本部は対象外)	電動車導入状況 HV:10台	環境部
38	産38	●		●					⑤ 県庁の率先行動 ① 電動車、低燃費車の普及促進	公用車への電動車の率先導入	県・市町村において公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。	県公用車のうち、出納総務課が管理する集中管理車について、集中管理車更新基準及び埼玉県公用車グリーン導入指針に従い更新を行う。	・EV 6台 ・HV 3台 ・PHV 83台	会計管理者(出納)
39	産39	●		●					⑤ 県庁の率先行動 ① 電動車、低燃費車の普及促進	公用車への電動車の率先導入	県・市町村において公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。	公用車の更新時には、HV・EV・PHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車とするなど、率先導入を進める。	・九都県市指定低公害車 4台 (捜査用車4台) ・HV 36台 (無線警ら車9台、捜査用車14台、小型警ら車10台、小型護送車3台) ・EV 1台 (捜査用車1台)	警察本部
40	産40	●							⑤ 県庁の率先行動	上水道及び工業用水道における省エネの推進	浄水場の取送配水や水処理過程において、省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により、CO <sub>2</sub> 削減を進めます。	水処理機器に省エネ機器を導入し省エネルギー化を図る。	大久保浄水場及び庄和浄水場におけるフロキュレータ設備の省エネルギー化	企業局

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
41	産41	●			●				⑤ 県庁の率先行動 ②その他温室効果ガス対策 ①再生可能エネルギーの普及拡大	環境に配慮した流域下水道の整備	高温焼却の実施や廃熱を有効活用できる汚泥処理システムの導入、汚泥消化・バイオガス発電システムなど電気使用量の削減により、下水処理のプロセスごとに環境負荷の低減につながる処理方法を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。	・超微細散気装置の導入などによる下水処理工程における使用電力量の削減 ・廃熱発電機付き焼却炉の整備 ・N2O排出量が少ない焼却炉の整備 ・消化工程の導入による焼却汚泥量の削減 ・下水汚泥の高温焼却によるN2O排出量の削減	・超微細散気装置の導入 全36系列中26系列に導入済み(R4) ・消化工程の導入 元荒川・中川水循環センターに導入済み ・高温焼却の実施 焼却炉14基で実施(R3)	下水道局
42	産42	●							⑤ 県庁の率先行動	ESCO事業の推進	県有施設にESCOを導入し、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギー使用量の削減を図ります。	県有施設へのESCO事業の導入	導入実績 1施設(嵐山郷)【累計11施設】	総務部
43	産43	●							⑤ 県庁の率先行動	県有施設のエコオフィス化改修の推進	県有施設への高効率空調機、LED照明などの導入により、省エネ・省コストやCO2排出量の削減を図ります。また、節水器具やLED照明の導入によるエコイノベーションを進めます。県有施設の新築・改築や大規模改修時に当たり、BEMSの導入を検討します。	・エコオフィス化改修事業(高効率空調機、LED照明器具などの導入) ・エコイノベーション事業(節水器具やLED照明の導入)	工事実施 10施設 (危機管理防災センター、秩父農林振興センター、環境整備センター、総合治水事務所、春日部高等技術専門学校、川越高等技術専門学校、幸手保健所、花と緑の振興センター、中央高等技術専門学校、川越県土整備事務所)	総務部
44	家1		●						①省エネ家電・設備等の普及促進	省エネ家電の買い替え促進	家電製品省エネ情報提供制度により、冷蔵庫、エアコン、テレビなどの家電製品について、省エネ型への買い替えを促進します。	家電製品省エネ情報提供制度 家電製品購入者に対し、販売事業者から省エネ性能に関する情報が適切に提供されることで、省エネ性能の優れた家電製品の普及を促進 義務対象:エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電気温水機器のいずれかを5台以上陳列販売する事業者(※ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器は令和4年6月1日から対象) 義務内容:省エネルギー性能のラベル表示及び説明 義務対象以外の販売事業者もラベル表示及び説明が努力義務	立入調査件数 103件 届出店舗数 166店舗(13事業者)(R5.3月末現在)	環境部
45	家2		●					●	①省エネ家電・設備等の普及促進 ②エネルギーの効率的な利用の促進	省エネ設備の導入促進	家庭用省エネ設備の導入支援を行い、住宅の省エネルギー化を図ります。	家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助制度 既存住宅に対象の省エネ設備を導入する場合に補助を実施	設備導入補助 エネファーム 600件 太陽熱利用システム 6件 高断熱窓 89件	環境部
46	家3		●					●	①省エネ家電・設備等の普及促進 ①再生可能エネルギーの普及拡大 ②エネルギーの効率的な利用の促進	蓄電池の導入促進	住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、住宅への蓄電池やV2Hの導入を支援し、太陽光発電の自家消費を促進します。	家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助制度 既存住宅に太陽光パネルや蓄電池、V2Hを導入する場合に補助を実施 補助額:10万円(蓄電池・V2H) 7万円/kw(太陽光パネル)	設備導入補助 蓄電池、V2H 3,253件	環境部
47	家4		●						②脱炭素なライフスタイルへの転換	脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換	埼玉版SDGs推進アプリで楽しくポイントを得ながらSDGsへの理解を深めることで、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルへの転換を促進します。	県民がSDGsを気軽に学べるツールとして、動画やクイズなどでSDGsが学べるスマートフォンアプリ「S3(エスキューブ)」を配信する。	・ダウンロード件数 3,392件(累計6,772件) ・リニューアル(機能拡充)を実施	企画財政部
48	家5		●						②脱炭素なライフスタイルへの転換	脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換	また、クールビズ・ウォームビズ、クールシェア・ウォームシェアや省エネ・節電など環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼び掛けるキャンペーンや家庭の省エネ対策に関する相談会を実施します。	環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼びかけるキャンペーンを実施する。 家庭の省エネ相談会 家庭の省エネ相談会を開催することにより、県民に対して広く省エネに対する意識の醸成を図るとともに、省エネに向けた行動変容を促す。	・夏のライフスタイルキャンペーン 5月1日～10月31日 ・冬のエコライフキャンペーン 12月1日～3月31日 夏・冬それぞれ約800団体に呼びかけを実施 ・家庭の省エネ相談 相談会12回開催、約600人へアドバイスを実施	環境部
49	家6		●						②脱炭素なライフスタイルへの転換	脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換	あわせて、循環型社会への転換を促進するため、余剰となっている食品や学用品等を寄附しようとする個人・団体とそれらが必要とする方をマッチングする活動を支援するなど、資源を無駄にしないための様々な取組を通じて3Rの実践を呼び掛けます。	・こども応援ネットワーク埼玉 「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトやSNSなどを通じて、余剰品の提供などにより、子ども食堂などの子供の居場所等を支援したい企業と団体をマッチングする。	Facebook情報発信回数 340回	福祉部

番号	番号	緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野				緩和策:施策 適応策:項目
50	家7		●						②脱炭素なライフスタイルへの転換	脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換	あわせて、循環型社会への転換を促進するため、余剰となっている食品や学用品等を寄附しようとする個人・団体とそれらを必要とする方をマッチングする活動を支援するなど、資源を無駄にしないための様々な取組を通じて3Rの実践を呼び掛けます。	持続可能な循環型社会を構築するため、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたライフスタイルを見直し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再生利用を推進する。  フードドライブキャンペーン 家庭で余っている食品を集め、食品を必要とされる団体や個人へ寄付することにより、食品ロスを削減する。  埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム 産官民が連携し、出口戦略を見据えた循環利用モデルを構築するため、プラットフォームの設置と県民の意識やライフスタイルを変革し需要を喚起する。	・市町村担当者向けに容器包装リサイクル法に関する説明会を開催し、容器包装ごみの削減とリサイクルの呼びかけ。 ・プラスチックの循環利用モデルの構築に向けて、企業、市町村、消費者団体等で構成される「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」を設立し、講演や事例発表を実施。(会員数:182者) また、会員と連携し、衣類の回収キャンペーンを開催してリサイクル促進に向けた県民への意識啓発を行ったほか、これまで主に焼却処分されていた使用済プラスチック製品を循環利用できるよう、公共施設において再生可能なプラスチックの効率的な回収方法を検証し、導入しやすい回収方法を共有。 ・県ホームページに親子で3Rを楽しみながら学べるクイズやワークシートを掲載したほか、県政出前講座でごみの削減や食品ロスの削減について啓発を実施(開催回数:29回 受講者数:971名)	環境部
51	家8		●						②脱炭素なライフスタイルへの転換	エコライフDAY・WEEKの推進	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAY(一日環境家計簿)を実施し、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。また任意の項目を1週間継続するエコライフWEEKを実施することにより、地球温暖化防止への取組の更なる定着を図ります。	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した生活を送るエコライフDAY・WEEKを実施し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、家庭におけるCO2の排出を削減する。 対象(区分):小学校1~3年生、小学校4~6年生、中学生・高校生・一般	夏(6月~9月)、冬(12月~3月)の2回実施 約10万人(夏約5万人、冬約5万人)参加	環境部
52	家9		●				●		②脱炭素なライフスタイルへの転換 ②環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化防止活動推進員の活動支援	地域における地球温暖化防止活動の中核となる地球温暖化防止活動推進員に対し、研修の実施やポータルサイトでの情報提供などによる活動の支援を行います。	・地球温暖化防止活動推進員に対する研修を実施し、資質向上を図るとともに、推進員及び行政等のネットワーク化を図る。 ・ホームページ「彩の国環境ネットワークプラザ」による地球温暖化防止活動に関する情報提供やボランティア保険への加入等による活動支援を行う。	・研修の実施 年4回 ・ホームページによるイベントや団体情報等の情報発信・提供	環境部
53	家10		●						③住宅の低炭素化	省エネ性能の高い住宅の普及促進	全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅(認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等)の普及を促進します。	低炭素建築物新築等計画(都市の低炭素化の促進に関する法律) 対象:市街化区域の建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置及び改修 認定基準:外壁・窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準、一次エネルギー消費量(冷暖房、換気、給湯、照明)に関する基準、再エネ設備の導入かつ節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策(緑化など)などの建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準など メリット:住宅ローン減税等の税制上の優遇措置、容積率緩和措置	低炭素建築物認定制度認定件数 81件	都市整備部
54	家11		●						③住宅の低炭素化	省エネ性能の高い住宅の普及促進	全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅(認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等)の普及を促進します。	長期優良住宅の認定を的確に行うことにより、優良な住宅の普及を図る。 対象:全ての住宅(R4.10.1~ 建築行為を伴わない既存住宅も対象) 要件:長期に使用するための構造と設備(耐震性、バリアフリー性、省エネ性(断熱等級4級以上)など)、住環境への配慮、災害への配慮、一定面積以上の住戸面積、維持保全計画の作成 メリット(新築の場合):所得税、固定資産税などの税制優遇、住宅ローン金利引下げ など	長期優良住宅認定戸数 892戸	都市整備部
55	家12		●						③住宅の低炭素化	エコリフォームの普及促進	断熱や設備の省エネ化など、環境に優しいリフォームの考え方や具体的な方法・効果などについて、県民やリフォーム事業者等への普及啓発を推進します。	環境に優しいリフォームの方法等について解説した手引き「エコリフォームのすすめ」を広く周知することで、住宅の省エネ改修を促進	「エコリフォームのすすめ」をデジタルブック化し、ホームページで広く周知を行った	都市整備部
56	家13		●						③住宅の低炭素化	環境に配慮した住宅の普及促進	環境に配慮した住まいや住まい方のアイデアを表彰し、住宅の省エネ化等を促進します。エコで快適な暮らし方などを体験できるイベントを通じて、省エネ住宅や環境に配慮した住まい方等の普及促進を図ります。	環境に配慮した住まいや住まい方を表彰する「埼玉県環境住宅賞」へ事業補助を行うことで、省エネ住宅の普及を支援  省エネ住宅普及に関するイベントの開催 埼玉県住まいづくり協議会と連携し、省エネ住宅や環境に配慮した住まい方を普及させるため、省エネ住宅フェアを開催	・第9回埼玉県環境住宅賞 12月表彰式開催 応募件数 39件  ・埼玉県省エネ住宅フェア 12月に環境住宅賞の表彰式に合わせて開催 参加者数 82名	都市整備部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
57	運1			●					①電動車、低燃費車の普及促進	EV・PHVの普及推進	市町村や自動車メーカー等との連携によるEV・PHVの普及推進やEV・PHVの普及状況に応じた自動車への充電インフラの適切な整備を行います。	EV・PHVの普及を推進するため、公用車への率先導入、市町村や自動車メーカーと連携した普及の推進、充電インフラの整備拡大などを実施。	普及啓発イベント 3回 県有施設設置充電器の無料提供 5か所	環境部
58	運2			●					①電動車、低燃費車の普及促進	EV・PHVの普及推進	また、九都県市等と連携して自動車メーカーに車種の拡充を働きかけます。	九都県市等と連携して自動車メーカーに車種の拡充を働きかける	低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図った。また、今後の低公害車指定制度の在り方について検討を行った。	環境部
59	運3			●					①電動車、低燃費車の普及促進	カーシェアリング・レンタカー事業におけるEVの導入促進	埼玉県自動車地球温暖化対策計画を提出しているカーシェアリング・レンタカー事業者に対して、導入見込みなどの聴き取りや情報提供等、EVの導入促進を行います。	埼玉県自動車地球温暖化対策計画を提出しているカーシェアリング・レンタカー事業者に対して、導入見込みなどの聴き取りや情報提供等、EVの導入促進を行う	計画を提出しているカーシェアリング・レンタカー事業者のEV導入状況について確認を行った。	環境部
60	運4			●					①電動車、低燃費車の普及促進	電動車、低燃費車の導入促進	関係団体が行う、県内事業者に対する電動車や低燃費車の導入に対する補助事業への助成を行います。	(一社)埼玉県トラック協会に対して交付する運輸事業振興助成補助金により、同協会が次世代自動車や低燃費車を事業者が導入する費用に対して助成を行う。	H22～R4年度 低公害車導入助成台数 18,601台	産業労働部
61	運5			●					②運輸・物流の低炭素化	自動車地球温暖化対策計画制度の推進	一定台数以上の自動車を使用する事業者を対象とした「自動車地球温暖化対策計画制度」の推進により、自動車から排出されるCO <sub>2</sub> の削減や低燃費車の導入を促進します。	自動車地球温暖化対策計画制度 対象:県内で30台以上の自動車を使用する事業者 内容:CO <sub>2</sub> 排出量目標値や具体的な取組について計画を作成・報告 エコドライブ推進者を選任・届出 <200台以上の場合> 低燃費車の導入方策の作成・提出、導入状況の報告	自動車地球温暖化対策計画等の作成 877事業者 低燃費車の導入義務 73事業者	環境部
62	運6			●					②運輸・物流の低炭素化	自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進	「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主、大規模集客施設に対し、計画配送や混載など物流の効率化等の措置を求めます。	自動車地球温暖化対策実施方針制度 対象:大規模荷主(従業員数300人以上、建設業や運輸業など指定された事業に該当する事業所を設置、貨物の運送を委託している又はその貨物を受け取る事業者) 大規模集客施設(映画館や店舗などの集客施設でその用途面積が1万㎡以上である施設の所有者又は運営者)	自動車地球温暖化対策実施方針作成事業者のべ288事業者	環境部
63	運7			●					②運輸・物流の低炭素化	低燃費車導入義務の割合の見直し	自動車を一定台数以上使用する事業者に対する、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく低燃費車導入台数割合の見直しを行い、低燃費化を促進します。	自動車地球温暖化対策計画制度における低燃費車の導入割合(40%以上、期限:令和7年3月末)とし、自動車の低燃費化を促進	R2年度から低燃費車の導入義務の割合を20%から40%に引き上げるとともに、低燃費車の定義を見直し、自動車の低燃費車化を促進した。	環境部
64	運8			●					②運輸・物流の低炭素化	エコドライブの普及促進	県と民間が連携し、自動車運転者を対象にエコドライブの普及を促進します。	エコドライブ講習会の開催 エコドライブアドバイザー制度(講習受講者をエコドライブアドバイザーとして認定) 優良取組事例の紹介(県HPに掲載)	エコドライブアドバイザーの育成 2,257名(R4)、30,821名(累計)	環境部
65	運9			●					②運輸・物流の低炭素化	時差通勤、ノーマイカー通勤の推進	時差通勤やノーマイカー通勤の取組を推進し、交通渋滞の緩和により通勤に伴うCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図ります。	エコ通勤の呼びかけ 事業者にとってのメリット:イメージの向上、地域の渋滞解消、事故の減少、駐車場の燃料にかかる経費の削減 従業員にとってのメリット:健康増進	自動車地球温暖化対策計画制度における計画事業者 55事業者	環境部
66	運10			●					②運輸・物流の低炭素化	流通業務の総合化、効率化	物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化を促進し、環境負荷の低減等を図ります。	物流を総合的かつ効率的に実施するため、「物流総合効率化法」に基づき、国が総合効率化計画を認定。申請時に県に意見照会があり、開発許可の見込み等について回答する。 計画の具体的事業:輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化 計画認定のメリット:物流拠点施設に関する税制特例、都市計画法等による処分についての配慮、運行経費の一部補助等	認定件数 40件(H17～R4) 国からの照会件数 3件(R4)	産業労働部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
67	運11			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	公共交通機関の利用促進	バスまちスポット・まち愛スポット登録を推進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。	出歩きやすいまちづくり～バスでつなぐ・人がつながる～ ・「バスまちスポット」「まち愛スポット」登録制度(H25～) バスまちスポット:バス停留所の近くで、バスを気軽に待てる施設 まち愛スポット:バス停留所から概ね500m圏内で、ベンチや椅子を提供し、歩く際に休憩利用できる施設 ・出歩きやすいまちづくり推進会議 県、市町村、バス事業者、バスロケーションシステム事業者、小売事業者等からなる「出歩きやすいまちづくり推進会議」を設置し、意見交換等を実施。	・「バスまちスポット」「まち愛スポット」登録施設 (令和5年3月現在) バスまちスポット 383施設 まち愛スポット 45施設	都市整備部
68	運12			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	公共交通機関の利用促進	優先信号制御等によりバスを優先通行させ、運行の定時性を確保するPTPS(公共車両優先システム)の運用により、公共交通機関の利用を促進します。	・優先信号制御等によりバスを優先通行させて運行の定時性を確保するPTPS(公共車両優先システム)の運用により、公共交通機関への利用促進を図ります。 ・PTPS設備の整備やノンストップバスの導入を行うバス事業者を支援します。	・整備路線 これまで整備した31路線において、継続運用を実施 ・運用バス事業者 6社	警察本部
69	運13			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	公共交通機関の利用促進	誰もが安全で快適に公共交通機関を利用できるよう、駅のホームドアやエレベーターの設置、ノンステップバスの導入等のバリアフリー化を促進します。公共交通の確保・充実を図るため、市町村のコミュニティバスやデマンド交通の導入等を促進します。	・みんなに親しまれる駅づくり事業 エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助(補助率は1/2以内(普通交付税不交付団体については1/3以内)。1施設当たり2,000万円を上限) ・ノンステップバス導入促進事業 ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助する(補助率は市町村負担額の1/2、1台当たり50万円を上限)。 ・市町村地域公共交通会議等への参画 市町村地域公共交通会議等へ参画し、コミュニティバスやデマンド交通等に関する助言や情報提供等を行う。	・2市2施設に対し補助金を交付(エレベーター1基・障害者対応型トイレ1か所) ・10市町(バス事業者4社)に対し計13台の補助を実施 県内ノンステップバス導入率 83.1% ・市町村が設置している地域公共交通会議等に参画し支援等を実施。	企画財政部
70	運14			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進	「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主、大規模集客施設、マイカー通勤者が多い事業所に対し、公共交通機関や自転車の利用促進などの措置を求めます。	対象:マイカー通勤者が多数の事業所(従業員数300人以上で自家用自動車通勤している従業員が全従業員の半数以上の事業所を設置する事業者)	自動車地球温暖化対策実施方針 マイカー通勤での方針作成事業所 113事業所	環境部
71	運15			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	自転車車線の設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を推進します。	自転車通行環境整備費 既存道路において、自転車通行空間を整備し、道路利用者の交通安全の向上を図る。	自転車通行空間の整備(完了数) 7路線7箇所	県土整備部
72	運16			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	自転車車線の設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を推進します。	・普通自転車専用通行帯の設置 ・普通自転車歩道通行可の廃止 ・自転車横断帯の廃止	・普通自転車専用通行帯の設置 1区間 ・普通自転車歩道通行可の廃止 7区間 ・自転車横断帯の廃止 163本	警察本部
73	運17			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、市町村の自転車通行空間及び駐輪場整備に当たり、国の防災・安全交付金(補助率5/10)の活用を助言	4市4事業を実施	県土整備部
74	運18			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。	都市再生整備計画事業(市町村が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援する国の交付金制度)において、市町村の都市再生整備計画の策定を支援	該当する申請実績なし	都市整備部
75	運19			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車利用の促進	事業活動で使用される自動車から排出されるCO <sub>2</sub> を削減するため、近距離の移動における自転車利用を促進します。	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した生活を送るエコライフDAY・WEEKの取組項目の中で、自転車利用を促進する。	夏(6月～9月)、冬(12月～3月)の2回実施 約10万人(夏約5万人、冬約5万人)参加	環境部
76	運20			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車利用の促進	自転車の安全な利用を促進するため、啓発・交通安全教育を通じて交通ルールの周知を図ります。	交通ルールの周知 自転車月間推進協議会が主催して実施される「自転車月間」に合わせ自転車の交通ルールの遵守とマナーの実践について、九都県市が連携して広く県民に普及、浸透を図る取組を推進する。	5月1日～31日の1か月間 ・実施市町村 63市町村 ・啓発リーフレット・チラシ 45,950枚 ・ラジオによる周知啓発 15回	県民生活部
77	運21			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車利用の促進	市町村との連携強化等によりシェアサイクルの普及促進など自転車が利用しやすい都市づくりを推進します。	自動車から自転車使用への転換 市町村との連携強化等によりシェアサイクルの普及を図る。県有施設でのポート設置を進める。	シェアサイクルの普及に向けた基本協定締結 ・R4年度 熊谷市、戸田市、川口市、川越市 累計5市 県有施設でのポート設置 ・R4年度 熊谷市内、戸田市内の2箇所 累計5か所	県土整備部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
78	運22			●					③自動車から公共交通機関等への利用転換	運転免許自主返納の支援	運転免許証に代わる公的身分証明書の発行制度や優遇制度の普及を通じて、運転免許証の自主返納を支援します。	シルバー・サポーター制度 加齢に伴う身体機能の変化を自覚するなどの理由により、自主的に運転免許を返納した高齢者に対し日常生活における支援を行うことにより、高齢者の交通事故防止を図る。	・協賛事業所 310事業所 (タクシー・バス:68社、飲食・食品:86社) ・運転経歴証明書交付状況 26,926枚 ・協賛事業所拡充用チラシの作成	警察本部
79	運23			●					④交通流対策	渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備	バイパスや交差点の整備などにより、円滑な道路交通の実現や交通渋滞の解消を図ります。	道路整備事業 安全で円滑な道路交通の実現を図るため、現道拡幅やバイパス整備を行い、道路ネットワークの構築を図る。 また、東京都境の未接続道路の整備推進を図るため、バイパス整備を行い都県境の道路ネットワークの構築を図る。	111か所の事業を実施	県土整備部
80	運24			●					④交通流対策	渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備	バイパスや交差点の整備などにより、円滑な道路交通の実現や交通渋滞の解消を図ります。	社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費、交差点整備費 右折帯設置などの交差点整備を行うことにより、交通渋滞の解消と交通事故の軽減につなげる。	交差点整備34か所を実施	県土整備部
81	運25			●					④交通流対策	交通安全施設的环境配慮	交通管制システムの整備や信号機のLED化などを通じ、的確な情報提供や歩行者に優しい道路交通環境を構築し、交通の円滑化とCO2削減を図ります。	・信号情報活用運転支援システムの運用 ドライバーに信号情報を提供して心理的にゆとりある安全運転と経済的な運転を促進し、交通事故防止、CO2削減や交通流の円滑化を実現 ・信号機のLED化による使用電力及びCO2削減	・信号情報活用運転支援システム等の運用 ・交通信号機の高度化改良 ・信号機のLED化	警察本部
82	廃1			●					①廃棄物対策 ②その他温室効果ガス対策	3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進	レジ袋などの容器包装や食品ロスの削減について、事業者や県民に働きかけていきます。また、市町村等と事業系ごみ削減キャンペーンを実施し、事業系ごみの削減や分別の徹底を図ります。	各種リサイクル法の適正な執行により、3Rの推進を図る。 事業者や消費者、市民団体等と連携し、レジ袋などの容器包装や生ごみなどの一般廃棄物の削減を図る。 埼玉県プラごみゼロアクション プラスチックごみ削減のため、県庁売店での使い捨てカトラリー(フォーク、スプーン、ストロー、箸)の配布も原則的に取りやめる。	・容器包装リサイクル法に関する市町村担当者向け説明会を開催し、容器包装ごみの削減とリサイクルの呼びかけ。 ・プラスチックの循環利用モデルの構築に向けて、企業、市町村、消費者団体等で構成される「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」を設立し、講演や事例発表を実施。(会員数:182者) また、会員と連携し、衣類の回収キャンペーンを開催してリサイクル促進に向けた県民への意識啓発を行ったほか、これまで主に焼却処分されていた使用済プラスチック製品を循環利用できるよう、公共施設や店頭において再生可能なプラスチックの効率的な回収方法を検証し、導入しやすい回収方法を共有。 ・県ホームページに親子で3Rを楽しみながら学べるクイズやワークシートを掲載したほか、県政出前講座でごみの削減や食品ロスの削減について啓発を実施(開催回数:29回 受講者数:971名)。 ・事業者との食品ロス削減啓発活動や、食品ロス専門家派遣を実施した(計6回 293人参加)。	環境部
83	廃2			●					①廃棄物対策	太陽電池モジュール(太陽光パネル)のリユース・リサイクルの推進	今後、大量に廃棄されることが見込まれる太陽光パネルについて、リユース・リサイクル体制を確立するため「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、官民連携のもと効率的な回収ルートの構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組めます。	・太陽光パネルの大量廃棄ピークが約20年後に到来することを見据え、近隣都県との連携を深め、効率的なリユース・リサイクルの推進体制の構築を図る。 ・環境科学国際センターで行った太陽光パネルの破碎実証実験の結果について、県内の産業廃棄物処理業者に展開する。	・太陽電池モジュールリサイクル協議会の開催(令和5年3月28日)	環境部
84	廃3			●					①廃棄物対策	プラスチック資源の循環的利用の推進	プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを行うことなどにより、プラスチック資源の循環的利用の推進を図ります。	埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム 企業、市町村等で構成される「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」において、プラスチック資源の循環利用に関する先進的な事例発表や交流会、企業と連携した実証実験のほか、市町村におけるプラスチックの効率的な回収方法の検証等を実施する。	埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム ・プラットフォーム会員数 182者(企業110、団体11、市町村等61)(令和5年3月末現在) ・総会を2回実施 ・市町村での回収実証事業を実施	環境部
85	廃4			●					①廃棄物対策	市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進	安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進します。 また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進します。	廃棄物処理施設整備指導費 安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進。 また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進。	広域的な処理や処理施設の集約化を検討している市町村等に交付金交付に係る支援等を実施	環境部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
86	廃5				●			●	①廃棄物対策 ①再生可能エネルギーの普及拡大	廃棄物系バイオマス等利活用の促進	生ごみ等のバイオマスの利活用を促進し、廃棄物のエネルギー資源の活用を目指します。	生ごみバイオガス化発電システム構築事業費 生ごみなどの有機性の廃棄物からエネルギーを回収する施設である「生ごみバイオガス化発電施設」の導入を推進(H28で予算事業終了)	バイオマス施設の設置者に対し、適正な処理を指導した。	環境部
87	廃6				●			●	①廃棄物対策 ①再生可能エネルギーの普及拡大	農山村バイオマスの利活用の促進	農山村地域から発生する多様なバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成や農山村の活性化を図るため、研修会やイベント等を通じた普及啓発を行います。また、農林業者、食品関連事業者、リサイクル事業者などの連携による利活用システムの構築に向けた取組や市町村推進計画の策定支援により、地域内での利活用を促進します。	・バイオマス利活用技術の普及や意識醸成に向けた研修会の開催等 ・バイオマス相談窓口の設置 ・市町村バイオマス活用推進計画の策定促進 ・利活用検討会議の開催	農山村バイオマス利活用推進研修会の開催 参加人数 73名 農山村バイオマスの相談 49件	農林部
88	廃7				●			●	①廃棄物対策 ②エネルギーの効率的な利用の促進	エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援	焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や余熱利用施設等に活用する、エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入を支援します。	廃棄物処理施設整備指導費 市町村等において、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や地域暖房等に活用する、高効率なごみ発電施設等のエネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援(国の循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付に係る支援)	1団体(埼玉西部環境保全組合)の施設整備について交付金交付に係る支援等を実施 ・埼玉西部環境保全組合 高効率ごみ発電施設(H30～R4、R4年度稼働)	環境部
89	廃8				●				②その他温室効果ガス対策	フロン類の排出抑制	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。	フロン排出抑制法・自動車リサイクル法施行事業費 フロン排出抑制法に基づく、漏えい防止や適切な回収及び処理に関する指導 対象機器:業務用冷凍空調機器(第一種特定製品:オフィスのエアコン、スーパーの冷蔵ショーケース、冷凍冷蔵庫) 対象事業者:業務用冷凍空調機器の管理者(使用者、所有者等)、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類回収業者、解体工事業者	・講習会で管理者や解体業者へ周知 ・ラジオ、業界団体広報誌での周知 ・パンフレットの配布 ・立入検査 113件 ・現地調査等の実施250件	環境部
90	吸1							●	①森林の整備・保全	適正な森林の整備・保全の推進	間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成、放置された里山・平地林の整備などを推進し、CO <sub>2</sub> の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。	水源地域の秩父市、飯能市、小鹿野町、神川町の4市町に対して、水源林の整備や管理、災害対策など水源地域を保全するために要する費用に対して交付金を交付	水源地域の4市町(秩父市、飯能市、小鹿野町、神川町)に対して、水源林整備や公有林管理に要する費用を水源地域保全等支援交付金として交付	企画財政部
91	吸2							●	①森林の整備・保全	適正な森林の整備・保全の推進	間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成、放置された里山・平地林の整備などを推進し、CO <sub>2</sub> の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。	・森林循環利用促進事業 森の若返りを促進して温暖化の防止に寄与するとともに、「伐って・使って・植えて・育てる」森林の循環利用を推進(残材搬出、作業道開設、植栽、獣害防護柵、下刈り、間伐、枝打、除伐) ・県営林事業 県営林の適切な維持管理(間伐、立木処分作業道の新設・維持管理等) ・水源地域の森づくり事業 緊急に整備が必要となっている水源地域の森林を対象として、針広混交林の造成や広葉樹の森を再生(森林現況調査・測量、針広混交林造成、広葉樹植栽等) ・里山・平地林整備事業 里山・平地林に侵入した竹やササ等の伐採・除去、森林病虫害の防除 ・森林技術者の確保・育成事業 森林・林業に関する実践的かつ専門的技術を学べる機会をつくとともに、新たに参入する林業従事者等の育成体制を整備	・残材搬出 17ha、作業道開設 8.237m、植栽 37ha、獣害防護柵新設 10.555m、下刈り 90ha、間伐 54ha、枝打18ha、除伐 32ha ・間伐 43ha、枝打 7ha ・間伐 290ha、作業道開設 14.975m、植栽 5ha、獣害防護柵新設 4.375m ・里山・平地林の再生 27ha ・森林病虫害防除 1ha ・研修資機材の整備、就業希望者等の即戦力養成研修や市町村職員の専門能力育成研修の実施	農林部
92	吸3							●	①森林の整備・保全	適正な森林の整備・保全の推進	シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成・確保を行い、森林の保全を図ります。	森の番人(狩猟者)の育成・確保 新規担い手確保対策の実施(狩猟免許試験事前講習会の開催、共同捕獲実施研修会の開催)	・狩猟免許試験事前講習会 受講者404名 ・初級者研修会 参加者42名 ・二ホンジカ共同捕獲実施研修会 受講者72名	環境部
93	吸4							●	①森林の整備・保全	保安林の指定や適正な整備の推進	森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、保安林の指定や適正な整備・保全・管理を推進するとともに、森林の荒廃を防止するため、治山施設を効果的に整備します。	・保安林整備管理事業 保安林の指定調査 ・治山事業 山腹荒廃地、荒廃渓流及び地すべり地に対して治山施設を整備する	・保安林の指定・解除等調査 6か所 ・治山事業の実施 25か所	農林部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
94	吸5					●			①森林の整備・保全	県民参加の森林づくりの推進	健全な森林を次代に引き継ぐため、企業や団体による森づくりなどを支援し、県民参加の森づくりを推進します。	みんなで育てる森づくり事業 森林・林業の理解を深め、社会全体で森林を守り育てる機運を醸成する。 ・企業・団体の森づくり活動支援、森づくり協定の締結、森づくりサポートセンターの運営支援、森林ボランティア活動拠点施設の維持管理等 ・みんなで育樹活動の実施、本多静六賞の表彰、緑化コンクールによる普及啓発	森林ボランティア活動に参加する延べ人数 17,100人	農林部
95	吸6					●		①森林の整備・保全	県産木材の利用促進・率先活用	県産木材の加工・流通体制の整備への支援や、県産木材のPRIにより利用を促進するとともに、木材需要の大半を占める民間住宅や公共施設における利用拡大を推進します。 また、県産木材の使用量とそれによって貯蔵されるCO <sub>2</sub> の量を認証し、環境への貢献度を見える化する取組を推進します。	・林業・木材産業構造改革事業 木造公共施設等の整備、県産木材の加工・流通施設の整備 ・木材産業等高度化推進資金貸付事業、林業・木材産業改善資金貸付事業 木材関連産業の合理化に必要な資金を低利で融資。また、経営改善を行う際、機械や施設の導入・改良などに要する資金の無利子貸付け ・県産木材需要拡大事業(森林環境譲与税財源事業) 木造建築技術アドバイザーの認定、派遣や木造建築技術者講習会の運営を支援し、市町村職員等の木造建築技術向上を図る。 ・県産木材活用住宅等支援事業 県産木材を使用して新築等を行う住宅・事務所等への支援 ・埼玉の木づかいCO <sub>2</sub> 貯蔵量認証制度 県産木材利用によるCO <sub>2</sub> 貯蔵量を認証 ・輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業 木材加工施設の整備、サプライチェーンの構築支援	・木造公共施設等の整備 1件 ・木材産業等高度化推進資金貸付事業 1件、無利子貸付実績なし ・木造建築技術アドバイザーの派遣 8市町、木造建築技術者講習会に地方公務員8名参加 ・県産木材を使用して新築等を行う住宅・事務所等への支援 173戸 ・CO <sub>2</sub> 貯蔵量認証 185件 ・木材加工施設 3件、サプライチェーンの構築 2件	農林部	
96	吸7					●		②緑地の保全	身近な緑の保全	良好な自然環境や豊かな生態系を形成している緑地について、地域制緑地の指定や公有地化を図ります。また、「ふるさとの緑の景観地」等の緑地の適正管理を推進するとともに市民団体の緑地保全活動に対して支援を行います。	・県民から寄附を募り(さいたま緑のトラスト基金)、それを資金として土地を取得し、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として保全する「さいたま緑のトラスト運動」を展開。 ・広域的な視点から都市部の大規模な樹林地を中心として、保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地を指定 特別緑地保全地区:都市緑地法に基づき、都市部にある希少な緑地を保全 近郊緑地特別保全地区:首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内において特に保全による効果が著しく、かつ特に良好な自然環境を有する緑地を保全 ・ふるさとの緑の景観地:ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、良好な景観を有する緑地を保全 ・身近な緑公有地化事業 景観地等に指定された緑地のうち保全が困難なものを、市町村と協力し買取りを行う。 ・里の山守活動支援事業 市民団体の緑地保全活動が継続的に実施されるよう、関係者間で協定を締結した上で、活動支援のための補助を行う	トラスト保全地 14か所(74.9ha) 特別緑地保全地区 64.2ha 近郊緑地特別保全地区 60.4ha ふるさとの緑の景観地 391.68ha ※上記は過年度累計  公有地化面積 10,152.61㎡ 補助対象面積 3.6ha	環境部	
97	吸8					●		②緑地の保全	見沼田圃の保全・活用	首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間である見沼田圃について、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図ります。また、公有地化により、見沼田圃の保全を図ります。	「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用に係る施策及び公有地化事業を行うとともに、公有地化した土地の利活用事業を実施	公有地化面積 累計約33.2ha (R4年度末)	企画財政部	
98	吸9					●		③緑地の創出	身近な緑の創出	市町村、民間施設所有者が行う屋上緑化、壁面緑化などを支援し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。緑を守る活動を行う県民に対する支援や緑化計画届出制度による緑化の推進などにより、身近な緑を増やしていきます。	・施設等緑化事業費 民間施設緑化補助、市町村施設緑化補助 ・「彩の国みどりのサポーターズクラブ」制度 県民が自発的に取り組むみどりの保全、創出活動を支援(対象:自治会、PTA、環境団体等) ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化の推進(対象行為:敷地面積1,000㎡以上の建築行為(新築、改築、増築、移転))	民間施設緑化事業 1件 市町村施設緑化事業 9件 優良緑化計画認定 9計画	環境部	
99	吸10					●		③緑地の創出	身近な緑の創出	また、屋上緑化・壁面緑化などのモデルの展示、普及啓発を行うほか、環境緑化技術の指導を行います。	県内の植木・造園等事業者を対象に、緑化及び造園等の技術指導及び情報提供を行うとともに、展示施設及び展示植物等の維持、管理を行う。また、県民に対して県政出前講座などを通じて、環境緑化に関する普及、啓発を行う。	緑化用植木類の展示管理 2,000種類、4,600本 屋上・壁面緑化モデル展示 13品種 造園技術研修の実施 12人 県政出前講座の開催 4回(109人) 緑化講座の開催 2回(38人) 街の緑サポーター養成研修の実施 受講者12人	農林部	
100	吸11					●		③緑地の創出	土地区画整理事業による公園・緑地の整備	土地区画整理事業を実施する市町村を支援し、公園・緑地の整備を促進します。	土地区画整理事業(道路や広場等の公共施設と宅地を一体的・総合的に整備。施行地区内において地区面積の3%以上の公園が確保される。)を実施する市町村に対する支援	施行中の土地区画整理事業を対象に補助金を交付 6地区(5市)県道整備費を計上	都市整備部	
101	吸12					●		③緑地の創出	都市公園の緑化推進	緑の拠点となる県営公園の整備などを進めます。	「彩の国みどりの基金」を財源とし、県営公園に植樹を行う。一定金額以上の寄付をいただいた方には、希望により名前やメッセージを記した記念プレートを設置することにより、広く人生の節目などで植樹を働きかけ、次の世代に引き継ぐ森づくりを実施。	さきたま古墳公園 15本	都市整備部	



番号	番号	緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野				緩和策:施策 適応策:項目
102	部1						●		①環境に優しいまちづくりの推進	「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり	コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超高齢化社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組みます。地域の特性に応じ、太陽光発電やコージェネレーションシステムなどの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進します。	超少子高齢社会を見据え、市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するプロジェクト。 【支援内容】 ・市町村事業化支援チームによる支援 ・ワンストップ窓口(エネルギー環境課)が一括して市町村の相談に対応 ・プロジェクト推進補助金による財政支援 ・市町村と企業等の交流機会の拡大及びマッチング強化	・プロジェクトに取り組んでいる市町村数(令和4年度末時点:29市町) ・市町村事業化支援チームによる支援 ・ワンストップ窓口による市町村の相談対応 ・プロジェクト推進補助金による財政支援(3市町) ・応援企業等登録制度の運用(令和4年度末時点:108団体登録) ・市町村と企業等の交流会の開催(28市町村 企業37社 計115名参加)	環境部
103	部2						●		①環境に優しいまちづくりの推進	脱炭素先行地域の創出支援	脱炭素に向けて地域特性等に応じた先行的な取組を行う「脱炭素先行地域」を目指す市町村を支援することで環境に配慮した地域づくりを促進します。	市町村地球温暖化対策担当者会議を通じた情報提供、先進事例の紹介による支援	・市町村地球温暖化対策担当者会議の開催 環境省関東地方環境事務所を招き、市町村に対し、脱炭素先行地域の選定に係る内容を含む国の動向について講演いただいた。	環境部
104	部3						●		①環境に優しいまちづくりの推進	都市のコンパクト化の促進	コンパクトシティを実現するためのマスタープランである「立地適正化計画」を策定する市町村に対する支援を行います。また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進する中でウォーカーフレンドなまちづくりに取り組む市町村に対する支援を行います。	立地適正化計画(持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープラン。市町村が必要に応じて策定できる。)策定に取り組む市町村に情報提供するなど支援を実施	作成に取り組む市町 35市町	都市整備部
105	部4						●		①環境に優しいまちづくりの推進	ヒートアイランド対策の促進	ヒートアイランド対策を施した住宅街の整備について、普及啓発を進めます。	先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業 総合的なヒートアイランド対策を施した先導的な住宅街モデルについて広く普及を図る。	埼玉県住まいづくり協議会において先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業に係る事例を紹介	環境部
106	部5						●		①環境に優しいまちづくりの推進	ヒートアイランド対策の促進	園庭・校庭の緑化の促進により幼少期から緑に親しむ環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	みどりいっぱい園庭・校庭促進事業 ・園庭・校庭芝生化補助 補助対象:民間事業者・市町村 補助率 1/2~10/10 ・園庭・校庭芝生化維持管理補助 ・アドバイザーの派遣	芝生化件数 4件(校庭 2件、園庭 2件) 芝生維持管理補助件数 51件(校庭 7件、園庭 44件) みどりのアドバイザー派遣回数 11回	環境部
107	部6						●		①環境に優しいまちづくりの推進	ヒートアイランド対策の促進	また、手軽にできるヒートアイランド対策である打ち水について、イベントの実施を通じて、普及を促進します。	九都県市やNPO等と連携した打ち水イベントの実施等による普及啓発	打ち水イベント開催 1回(さいたま市) 打ち水イベントの後援 1件(熊谷市) 埼玉打ち水の環による打ち水実施団体等の募集 17件	環境部
108	部7						●		①環境に優しいまちづくりの推進	都市と山村の連携による森づくり	県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。	・森がたなぐ山とまの未来事業 埼玉県山とまをつなぐサポートセンターを運営し、市町村間連携の取組を促進	市町村間連携 2組	農林部
109	部8						●		①環境に優しいまちづくりの推進	Next川の再生の推進	魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next川の再生」に取り組みます。	・水辺周辺活用事業 農業生産のために維持されてきた身近な水辺の魅力が実感できるよう、護岸及び遊歩道等整備に伴う調査・設計・測量、工事費及び事業主体への補助等、水辺空間の整備を行う。	施設整備(護岸、遊歩道、付帯施設等) 6地区	農林部
110	部9						●		①環境に優しいまちづくりの推進	Next川の再生の推進	魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next川の再生」に取り組みます。	Next川の再生、水辺deベンチャーチャレンジ 民間事業者等と連携し、魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する	横瀬町(横瀬川)と東川(所沢市)の2箇所を新たに実施候補箇所に登録し、計13箇所ですべてに取り組みしている。	国土整備部
111	部10						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校教育における環境学習の充実	学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒に地球環境問題や資源・エネルギー問題について考える機会を提供します。	学習指導要領に基づき、児童・生徒が持続可能な社会の創り手となることのできるよう教育活動の充実を図る。	・冊子「指導の重点」に環境教育を項目立て、教職員に周知を図った。 ・小・中学校教育課程実践事例の中で、環境をテーマにした授業事例を取り上げ、ホームページに掲載するとともに、教職員に周知を図った。	教育局
112	部11						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校教育における環境学習の充実	また、漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本をデジタルブック化し、小学校の授業等における活用を促進することにより、子どもたちへの温暖化対策教育の強化を図ります。	子どもたちから地球温暖化の理解を深め、省エネルギーを率先して実行できるよう、小学校の授業等において漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本「広げよう! STOP温暖化-未来の私たちのために-」の活用を促進し、子どもたちへの温暖化対策教育の強化を図る。	子供の頃から地球温暖化への理解を深め、省エネを率先して実行できるよう、漫画で学べる小学校高学年向けの副読本「広げよう! STOP温暖化-未来の私たちのために-」の活用を促進した。	環境部

番号	番号	緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野				緩和策:施策 適応策:項目
113	部12						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校教育における環境学習の充実	あわせて、デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすい学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。	・R3年度制作の「みどりと生き物」の学習コンテンツの活用を促進するため、県内小学校、各教育事務所、各市町村教育委員会に周知を実施。 ・環境学習イベントへの出展時に動画を公開し、イベントに参加した小学生に周知を実施。	各動画の再生回数(令和4年度末時点累計) ① 狭山丘陵の自然 569回 ② 三富新田の平地林 519回 ③ 見沼たんぼの水辺と自然 560回 ④ 食物連鎖と生態系 1,548回 ⑤ 環境問題とSDGs 361回 計 3,557回	環境部
114	部13						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	エコライフDAY・WEEKや家庭の省エネ対策に関する相談会を実施します。	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した生活を送るエコライフDAY・WEEKを実施し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、家庭におけるCO2の排出を削減する。 対象(区分):小学校1~3年生、小学校4~6年生、中学生・高校生・一般  家庭の省エネ相談会 家庭の省エネ相談会を開催することにより、県民に対して広く省エネに対する意識の醸成を図るとともに、省エネに向けた行動変容を促す。	・エコライフDAY・WEEK 夏(6月~9月)、冬(12月~3月)の2回実施 約10万人(夏約5万人、冬約5万人)参加 (令和3年度からは電子化(県HP・電子申請報告システム)して実施している。) ・家庭の省エネ相談 相談会12回開催、約600人へアドバイスを実施	環境部
115	部14						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	また、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターにおける普及啓発事業や広報活動を支援するとともに、同センター等と協働・連携し、環境保全活動団体の支援を行います。	埼玉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携により、地球温暖化の防止に寄与する活動を促進	12月10日に、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「SDGsエコフォーラムin埼玉」を実施	環境部
116	部15						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	市町村等と連携し、新たな地球温暖化対策地域協議会や地域地球温暖化防止活動推進センターの設立を支援します。	市町村等と連携し、新たな地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進センターの設立を支援	埼玉県内地域センター等連絡調整会議を実施(年2回)	環境部
117	部16						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	市町村の地球温暖化対策に関する普及啓発を支援するとともに、県政出前講座に取り組み、県民の学習意欲に応えます。	・市町村の温暖化対策に関する普及啓発を支援 ・県政出前講座を実施し県民の学習を支援	県民の学習支援として、県政出前講座を実施(4件)	環境部
118	部17						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	市町村の地球温暖化対策に関する普及啓発を支援するとともに、県政出前講座に取り組み、県民の学習意欲に応えます。	県政出前講座に積極的に取り組み、また、彩の国環境大学や県民実験教室などの各種環境講座に設けることにより、県民の学習支援を行う。	県政出前講座 80回(3,801人) 彩の国環境大学 12日のべ309人 公開講座70人 県民実験教室 38回(983人)	環境部
119	部18						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進	豊富な知識や経験を有し環境学習の指導等を行える地域の活動者を環境アドバイザーとして登録し、その活動内容を紹介することで、地域の団体や学校等が主催する講演会や研修会等の実施を支援します。	「環境アドバイザー」の登録及び照会により地域の団体や学校等が主催する講演会等の実施を支援	環境アドバイザー登録者数 154者	環境部
120	部19						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進	企業のCSR活動の一環として、環境問題に関心の高い企業等を環境学習応援隊に登録し、環境教育に取り組む学校への派遣や施設見学の受け入れを促進します。	「環境学習応援隊」の登録、派遣	環境学習応援隊の数 54者	環境部
121	部20						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進	子どもエコクラブが行う環境学習や環境保全に関する活動を支援します。	子どもエコクラブを対象に環境学習や環境保全に関する事業を募集し、活動経費を助成	助成団体数 45団体	環境部
122	部21						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進	環境学習資料としてエコライフDAY・WEEKチェックシートを県HPから電子配布することで、家庭での取組を促します。	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した生活を送るエコライフDAY・WEEKを実施し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、家庭におけるCO2の排出を削減する。 対象(区分):小学校1~3年生、小学校4~6年生、中学生・高校生・一般	夏(6月~9月)、冬(12月~3月)の2回実施 約10万人(夏約5万人、冬約5万人)参加	環境部
123	部22						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	気軽に楽しく体験できる環境学習の推進	埼玉県環境科学国際センターの展示施設における体験や出前授業、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う啓発・広報などを通じて、誰もが気軽に楽しめる環境学習を推進します。	埼玉県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化対策に関する普及啓発等を行う。	12月10日に、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「SDGsエコフォーラムin埼玉」を実施	環境部
124	部23						●		②環境教育の推進、環境活動の促進	気軽に楽しく体験できる環境学習の推進	埼玉県環境科学国際センターの展示施設における体験や出前授業、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う啓発・広報などを通じて、誰もが気軽に楽しめる環境学習を推進します。	環境科学国際センターにおける環境学習の機会提供・学習活動支援	環境科学国際センター利用者数 年間42,875人	環境部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
125	部24								●		②環境教育の推進、環境活動の促進 廃棄物処理施設を利用した環境学習の推進	地域との連携を進めている廃棄物処理業者の施設を利用し、施設の見学等を通じて3Rについての環境学習を推進します。	「彩の国資源循環工場」夏休み親子見学会の開催 廃棄物最終処分場をはじめ、リサイクル施設や三ヶ山メガソーラーを親子で見学することにより、循環型社会づくりについて理解を深めてもらう。 ・視察内容 最終処分場、リサイクル施設、メガソーラー施設 ・対象 小学生及び中学生とその保護者	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	環境部
126	部25								●		②環境教育の推進、環境活動の促進 消費者に対する環境学習の推進	環境学習をテーマとした消費生活講座の開催や、埼玉県生活科学センターでの環境に配慮した消費生活を啓発する展示等を通じて、消費者自らが考え、行動する能力を高めます。	・消費生活講座の開催 教職員等を対象とする環境をテーマとした講座の開催。また、各種団体からの申し込みを受けて環境をテーマとした講座へ講師を派遣。 ・生活科学センターで、環境に配慮した消費生活に関する展示、イベント等を実施。	・環境をテーマとした消費生活講座の実施 4回 ・生活科学センターでのエコキッズ工作の開催 6回	県民生活部
127	部26								●		②環境教育の推進、環境活動の促進 木育の推進	木育を実践する指導員の養成・認定により、木育活動を推進します。また、県内の木育団体が連携した連絡協議会を設置し、市町村への情報提供や人材の融通、資材の共同管理等を通じて、木育のネットワーク化を図ります。	・木と人つなごう木育推進事業(森林環境譲与税財源事業) 木育を実践する指導員の養成及び認定を行い、これら指導員が県内各地で行う木育活動を推進する。また、木育イベント等で県民へ木の良さをPRするとともに、市町村へ木育に関する情報提供や人材の融通等を行い、地域単位での木材利用の普及を図る。	・木育指導員の養成 20人 ・木育イベントの開催 8回	農林部
128	部27								●		②環境教育の推進、環境活動の促進 地産地消の推進	安全・安心で新鮮な県産農産物を求める県民ニーズに応えるため、県民(消費者)や生産者、流通・加工業者等と行政が一体となって地産地消を推進します。	・地産地消推進会議の開催、埼玉県地産地消月間キャンペーンの実施 ・県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」として登録、PR ・主原料に100%県産農産物等を使用した加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」等として認証 ・量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進	・地産地消推進会議の開催(10月、1回) ・埼玉県地産地消月間キャンペーン(11月、1回) ・「県産農産物サポート店」の登録数2,716店舗 ・ふるさと認証食品の商品数 470商品 ・県産農産物コーナーの設置店舗数 615店舗	農林部
129	部28								●		②環境教育の推進、環境活動の促進 フードマイレージの活用	食料の重量と輸送距離を掛け合わせた「フードマイレージ」の意義や考え方について、地産地消の取組を通じて県民の意識醸成を図ります。	・地産地消推進会議の開催、埼玉県地産地消月間キャンペーンの実施 ・県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」として登録、PR ・主原料に100%県産農産物等を使用した加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」等として認証 ・量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進	・地産地消推進会議の開催(10月、1回) ・埼玉県地産地消月間キャンペーン(11月、1回) ・「県産農産物サポート店」の登録数 2,716店舗 ・ふるさと認証食品の商品数 470商品 ・県産農産物コーナーの設置店舗数 615店舗	農林部
130	部29								●		③脱炭素社会をリードする産業の育成 グリーン分野への進出に向けた中小企業の事業再構築等の支援	グリーン分野に関する経営革新計画を策定し経営改善を図る中小企業等を支援し、国のグリーン成長戦略・重点14分野への進出を促進します。	埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助	「経営革新計画に基づいて、中小企業等が国のグリーン成長戦略「実行計画」14分野に新たに進出する際にかかる経費を補助 ・経営革新グリーン分野進出支援事業補助金(2回募集) 交付決定12件/申請13件(採択率:92.3%)」	産業労働部
131	部30								●		③脱炭素社会をリードする産業の育成 脱炭素化に向けた環境・エネルギー分野等の先端産業の育成	カーボンニュートラルなどに関する技術・製品の開発の支援や、販路拡大の支援により、中小企業の稼ぐ力を高めます。また、急速な脱炭素化の影響を受ける自動車産業において、新たな部品製造への業態転換や事業の多角化を目指す中小企業に対し、技術開発から販路開拓まで一貫して支援を実施します。	・カーボンニュートラル等の専門知識を有するマッチングコーディネーターを設置し、調査・検討、販売戦略立案、取引マッチング支援までの一貫した支援等を実施。 ・次世代ものづくり技術活用製品開発支援事業 高度なデジタル・バイオ・マテリアル・カーボンニュートラルに関する技術・製品の開発に対して、費用の一部を助成する。 ・自動車のEVシフトによって、自動車産業構造が大きく変化し、自動車部品サプライヤーの環境に大きな変化が予想されるため、業態転換や事業の多角化を目指す企業に対しEVシフトセミナーを実施。	・カーボンニュートラル等の専門知識を有するマッチングコーディネーターによる事業化、販路開拓支援の実施 ・次世代ものづくり技術活用製品開発費補助金を交付(14件) ・金融機関と連携したEVシフトセミナーを開催(2回)	産業労働部
132	部31								●		③脱炭素社会をリードする産業の育成 環境関連ビジネスの振興	環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネスに取り組む企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運を醸成します。	・環境ビジネスセミナーの開催 ・環境ビジネスガイドブックの作成 企業の環境取組を支援するため、県の環境に関連する施策を紹介する冊子を作成	・環境ビジネスセミナーの開催 環境SDGs取組宣言企業成果発表会と同時開催(1回)	環境部
133	部32								●		③脱炭素社会をリードする産業の育成 環境分野での先導的な研究の実施	環境科学国際センターにおいて、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行い、地球温暖化対策に関する研究の充実を図ります。また、国内で第一号となる地域気候変動適応センターから研究成果や情報を積極的に発信し、企業や大学との共同研究を推進します。	・自主研究費 行政需要を考慮したセンター独自の試験研究 ・民間資金を活用した研究 独立行政法人、大学等からの委託により実施する試験研究	・自主研究費 政策推進研究 20課題、基礎研究 2課題 ・民間資金を活用した研究 競争的資金等による研究 26課題	環境部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
134	部33								●	③脱炭素社会をリードする産業の育成	環境分野での先導的な研究の実施	環境科学国際センターにおいて、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行い、地球温暖化対策に関する研究の充実を図ります。また、国内で第一号となる地域気候変動適応センターから研究成果や情報を積極的に発信し、企業や大学との共同研究を推進します。	埼玉県気候変動適応センターの運営 気候変動適応法に基づき設置された埼玉県気候変動適応センターを運営し、適応策を推進する。	・地理情報システムを使用したリアルタイムで暑さ指数を表示するシステムを公開するなど、地域気候変動適応センターのホームページ(SAI-PLAT)の掲載内容拡充を図った。 ・県民、事業者、市町村職員等に対し、適応策に係る情報提供を行った。 ・県政出前講座 15件、サイエンスカフェ 3回 ・県気候変動適応センターが持つ知見やノウハウを活用し、地域における適応策を推進するため、県と新たに5市町(所沢市、行田市、羽生市、杉戸町、新座市)で地域気候変動適応センターを共同設置し、市町村の気候変動適応の推進を支援した。	環境部
135	部34								●	③脱炭素社会をリードする産業の育成	環境分野での先導的な研究の実施	埼玉県産業技術総合センターにおいて、CO <sub>2</sub> 排出削減、省エネ技術の開発など、先導的な研究に取り組めます。	・政策的研究開発事業 社会ニーズや国・関東地域及び本県の政策との整合を考慮して「環境・エネルギー関連」等の分野に重点を置いた研究開発 ・新技術動向・創出調査 新たな技術シーズの創出・芽出となる調査研究	政策的研究開発事業 2件 新技術動向・創出調査 1件	産業労働部
136	部35								●	③脱炭素社会をリードする産業の育成	環境分野での先導的な研究の実施	埼玉県農業技術研究センターにおいて、埼玉農業の競争力を強化するため、バイオマス利用や農業に係る省エネルギー技術、高温耐性品種の育成などの試験研究を実施します。	埼玉県農林水産試験研究推進方針に基づき、環境変化に対応した技術の開発等を実施 事業名:農業技術研究センター試験研究費 等	「農業の土壌機能における炭素固定能力解明」、「異常気象に対応できる水稻の品種育成及び生産技術の開発」、「排泄物管理における温室効果ガスを削減する乳用牛飼料の研究開発」等の実施	農林部
137	部36								●	④国際連携の推進	アジア諸国への技術支援	アジア諸国などへ専門分野の研究員を派遣して技術支援を行います。	技術支援事例:ベトナムにおける建設廃棄物の適正管理と建廃リサイクル資材を活用した環境浄化及びインフラ整備技術の開発による技術移転協力	・研究員の海外派遣の実績なし(新型コロナウイルス拡大防止のため中止)	環境部
138	部37								●	④国際連携の推進	海外研究機関との研究交流	海外の研究機関との共同研究やシンポジウムの開催などを通じて、研究の推進とその発信を進め地球規模での環境問題に対して地域からの解決に貢献していきます。	交流機関:中国科学院生態環境中心、済州大学海洋環境研究所(韓国)、タイ国環境研究研修センター、ベトナム科学技術アカデミー環境技術研究所等	・研究員の海外派遣の実績なし(新型コロナウイルス拡大防止のため中止) ・SATREPS事業による国際共同研究の推進	環境部
139	部38								●	④国際連携の推進	技術移転・人材育成	独立行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトへの協力や環境保全技術研修などへの海外からの研修員の受け入れ等を通じて、環境に関する技術移転・人材育成を進めます。	海外環境技術研修員受入れ 中国やベトナムなどからの環境技術研修員の受入れ	・海外からの研究員、研修員、視察の受入れ実績なし(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、海外からの受入は中止)	環境部
140	エ1								●	①再生可能エネルギーの普及拡大	住宅における太陽光発電の普及促進	住宅への太陽光発電設備や蓄電池、V2Hの導入を支援し、太陽光により発電した電力の活用を促進します。また、太陽光発電設備メーカー等と連携し、安心・安全施工の取組を支援したり、維持管理等に関する県民の相談に丁寧に対応したりすることにより、住宅用太陽光発電の更なる普及を促進します。	住宅用太陽光発電の普及のため、太陽電池パネルメーカーと連携し「住宅用太陽光埼玉あんしんモデル」を展開 埼玉県電気工事工業組合と連携し「住宅用太陽光発電サポート事業」を展開	・住宅用太陽光埼玉あんしんモデル協働事業 太陽電池パネルメーカー7社と協定締結 ・住宅用太陽光発電サポート事業 埼玉県電気工事工業組合と協定締結	環境部
141	エ2								●	①再生可能エネルギーの普及拡大	大規模建物の新築等における太陽光発電等の導入検討	延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築しようとする者に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の検討を求めます。	埼玉県建築物環境配慮制度 埼玉県建築物環境配慮制度において大規模建物への太陽光発電設備の導入を促進 対象:延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築	埼玉県建築物環境配慮制度届出(太陽光発電設備導入)件数 19件	都市整備部
142	エ3								●	①再生可能エネルギーの普及拡大	事業者に対する太陽光発電等の導入支援	安全性や周辺環境に配慮しつつ、事業者に対する低利融資や補助制度を活用し、太陽光発電や蓄電池の導入を支援します。	環境みらい資金の低利融資や補助制度を活用し、太陽光発電設備を含む事業者の省エネ・再エネ設備の導入を支援	・環境みらい資金 金融機関等への利子補給を実施 新規融資実績 35件 ・補助制度 交付実績 173件	環境部
143	エ4								●	①再生可能エネルギーの普及拡大	非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進	県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者へ供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき(埼玉県産CO <sub>2</sub> オフセット電力メニュー)」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。	彩の国ふるさとでんき 東京電力エナジーパートナーと協働し、県内の卒FITや県内で生み出された環境価値を県内の必要とする事業者へ供給するため、非化石証書を活用した電力メニューを創設することで、再生可能エネルギーの環境価値を普及推進する。	14事業所に対し、彩の国ふるさとでんきを供給	環境部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
144	エ5							●	①再生可能エネルギーの普及拡大	農業用貯水池等の太陽光発電への活用	土地改良区が管理する管理施設(農業用貯水池等)において、周辺の自然環境に配慮しつつ、当該施設の本来の用途・目的を妨げない範囲で、太陽光発電設備の設置に係る土地改良区に対する相談等の支援を行います。	土地改良区が太陽光発電設備を導入する際の負担軽減策を検討するための材料として、先行事例の検証結果等の情報を提供するとともに、関係者と協議する際に、助言や調整等の支援を実施	導入実績(累計) 8件 新規導入相談 実績なし	農林部
145	エ6							●	①再生可能エネルギーの普及拡大	太陽光発電に係る諸課題に関する改善要請	太陽光発電施設の適切な設置に向けて、関連法令の見直しや太陽光発電事業者に対する指導体制の整備などについて、国に改善を要望していきます。	太陽光発電に係る以下の事項について、政府要望を実施 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法ほか関係法令を早期に見直し、地域住民の理解を得るための制度的対応を速やかに講ずること。 ・関係法令に違反している案件については、速やかに的確な措置を取るほか、発電事業者に対する十分な指導態勢を整備すること。	政府要望の実施	環境部
146	エ7							●	①再生可能エネルギーの普及拡大	太陽熱利用システムの導入促進	事業者や県民を対象に太陽熱利用のメリットを発信し、太陽熱利用システムの導入促進を図ります。	ホームページやイベントにおける普及啓発を実施	設備導入補助 太陽熱利用システム 6件	環境部
147	エ8							●	①再生可能エネルギーの普及拡大	未利用木質資源のエネルギー活用の促進	林地残材等の利活用を促進するため、木材チップの生産支援や木質ペレットの利用拡大を図ります。	林地残材の集材、運搬などのコストを削減し、利用を促進 製材工場等残材の木質ペレット燃料の原料等に利用を促進	木質ペレット生産量 292t	農林部
148	エ9		●					●	②エネルギーの効率的な利用の促進	コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進(一部再掲)	事業活動における脱炭素化を図るため、コージェネレーションシステムなどの導入を支援します。(また、家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図ります。)	県内事業者が自らの事業所にコージェネレーション設備、業務・産業用燃料電池を導入する場合に補助を実施 補助率:1/2  既存住宅に対象のエネファームを導入する場合に補助を実施 補助額:10万円	補助件数 エネファーム 600件	環境部
149	エ10							●	②エネルギーの効率的な利用の促進	分散型エネルギーの効率的な利用の推進	太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせるなど、地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。 多くのエネルギーを使用している企業などに、パワールールプラント(VPP)技術などの活用によるアグリゲーターを介したデマンドレスポンス(DR)への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低減を図ります。	県内事業者が自らの事業所に再エネ活用設備やコージェネレーション設備、業務・産業用燃料電池を導入する場合に補助を実施 補助率:太陽光発電設備50千円/kW 蓄電池1/3 その他再エネ設備2/3 コージェネ1/2 付属設備2/3	補助件数 太陽光発電設備+蓄電池 1件	環境部
150	エ11							●	②エネルギーの効率的な利用の促進	エネルギーの効率的利用の促進	省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効率的利用を促進します。	省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効率的利用を促進	中小企業診断士等と連携した省エネナビゲーターなどによる省エネ診断 81件	環境部
151	エ12							●	②エネルギーの効率的な利用の促進	移動式蓄電池としてのEV、PHVの導入支援	移動式蓄電池として利用可能な外部給電機能を有する電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の導入を支援します。	電動車(EV、PHV)の導入費補助事業 電動車(EV、PHV)及び外部給電器の導入経費を支援し、自動車分野におけるCO <sub>2</sub> 排出量削減を加速させる。	補助実績 38件	環境部
152	適1							●	(1)農業・林業分野	①農業	遺伝子診断技術を活用して、高温に強く複数の病害虫抵抗性を有した品種育成を行うなど水稻の高温耐性を高める栽培技術を開発・普及します。	埼玉県農林水産業試験研究推進方針に基づき、環境変化に対応した技術の開発等を実施 事業名:農業技術研究センター試験研究費 等	「温暖化に対応した水稻品種育成のための高温不稔に関する研究」、「異常気象に対応できる麦・大豆生産技術の開発」、「泌乳牛の栄養管理による暑熱対策の確立」等の実施	農林部
153	適2							●	(1)農業・林業分野	①農業	野菜等について地域機関、試験研究機関と一体となり、気象予測情報を活用した栽培方法の検討や環境モニタリングによる環境制御技術、遮光資材やミスト等を活用した高温対策技術を推進します。	施設園芸先端サポート技術導入事業 (R5事業名は施設園芸バイオニア技術推進事業)	施設園芸において、環境制御装置の導入を支援することで、ハウス内の効率的な温度管理が可能になるよう推進した。	農林部
154	適3							●	(1)農業・林業分野	①農業	病害虫の発生消長、気象の経過と予報、農作物の生育状況等を調査して、病害虫の発生を予測し、これに基づく情報を提供します。	病害虫の発生状況や作物の生育状況、病害虫の発生に大きな影響を与える気象などについて必要な調査を行い、今後の病害虫の発生を予測し、定期的に農業者等へ情報提供する	発生予察情報提供 12回 病害虫の診断と防除対策 注意報発表 5回 特殊報発表 1回	農林部
155	適4							●	(1)農業・林業分野	②林業	地球温暖化がスギなどの人工林や原木きのこなどに及ぼす影響データ等の情報を収集します。	環境変化に対応したスギ種子安定生産技術の確立	スギ採種木の種子発芽率を低下させる物理的および生物的環境要因を調査し、それらの防除方法を検討する。	農林部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局	
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
156	適5								●	(1)農業・林業分野	②林業	森林調査を続け、人工林の異変などを把握します。	森林モニタリング事業	病虫害の被害調査 随時	農林部
157	適6								●	(1)農業・林業分野	②林業	原木きのこについて、生産者と意見交換等を行い、生育状況を確認します。	きのこ生産者に対する栽培指導等の実施	きのこ生産者に対する栽培指導等 随時	農林部
158	適7								●	(2)水環境・水資源分野	①水環境	ダム湖等の定期的な水質検査を実施します。	水源ダム湖等を直接管理している、ダム管理者や関係官庁、関係事業者等と連携したダム湖水質監視等の継続実施	ダム湖5地点(下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、有間ダム、合角ダム)の水質検査を年1~2回実施した。	企業局
159	適8								●	(2)水環境・水資源分野	①水環境	河川環境全体の変化等を把握するための水質のモニタリングを行います。	水質測定計画に基づいて、毎年度河川等の水質測定を実施	令和4年度埼玉県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づいて、河川94地点で水質を測定	環境部
160	適9								●	(2)水環境・水資源分野	②水資源	健全な水循環の推進及び雨水等の利用を推進します。	水の貴重さ及び水資源の重要性について関心を高めるための普及啓発を実施	・水の日、水の週間関係行事として全日本水の作文コンクール埼玉県表彰を実施(8月) ・小学校4年生を対象とした社会科副読本の作成(3月)	企画財政部
161	適10								●	(2)水環境・水資源分野	②水資源	水道用水の安定供給を図るため、建設中の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかけます。	水の安定供給のため、水資源開発施設の建設を促進	・水資源関係検討会議を開催 水資源開発事業を促進	企画財政部
162	適11								●	(2)水環境・水資源分野	②水資源	国、水資源機構、県内市町村等との情報共有を図り、渇水時に適切な対応を行います。	渇水に備え国等と連携、及び会議を開催	・国等と連携 利根川水系渇水対策連絡協議会、荒川水系渇水調整協議会等 ・会議の開催 埼玉県渇水対策本部、入間川流域・合角ダム関係利水者連絡会等	企画財政部
163	適12								●	(3)自然生態系分野		植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。	・高標高域のシカ被害調査、気象観測を実施 ・気象庁の生物季節観測値データから熊谷気象台における変化傾向を把握	・台風被害による登山道の通行止め及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高標高域における調査・観測は未実施 ・気象庁データの収集整理を実施	環境部
164	適13								●	(3)自然生態系分野		本県の生物多様性に役立つ具体的な施策や目標を設定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の実現を図ります。	H30年2月に策定した「埼玉県生物多様性保戦略」の普及啓発を実施	県ホームページを通じた啓発	環境部
165	適14								●	(3)自然生態系分野		県内希少野生生物に関するモニタリング調査を継続して行います。	絶滅のおそれのある種の保護を図るため、希少野生動植物の生息・生育状況調査を実施	・県内希少野生動植物種選定調査の実施(動物種 25種、植物種 25種) ・希少野生動植物保護推進員による巡視 65回	環境部
166	適15								●	(3)自然生態系分野		第二種特定鳥獣管理計画に基づくシカの個体数管理のための捕獲を推進します。	増加したニホンジカの個体数を減少させるため、シカの捕獲体制を強化	・県が主体となる捕獲事業 384頭捕獲 ・狩猟促進事業対象 1,268頭 ・個体分析調査事業対象 2,714頭 ・捕獲効率向上のための技術開発 ニホンジカ移動ルートの制御と簡易な捕獲技術の改良	環境部
167	適16								●	(3)自然生態系分野		アライグマ捕獲情報の収集やクビアカツヤカミキリ被害状況把握など特定外来生物の防除対策を実施します。	特定外来生物による生態系に対する被害や人に対する危害、農産物に対する被害を抑制するために、防除を推進	・アライグマ防除の推進 防除実施計画による防除の継続 ・クビアカツヤカミキリ防除の推進 市町村への財政的支援 現地調査及び防除に係る技術的支援 市町村及びNPO等向け講習会	環境部
168	適17								●	(4)自然災害分野		河川整備計画に基づき、時間雨量50mm程度の降雨でも氾濫しない河川整備を推進します。	河道や調節池の整備を計画的に推進し、治水安全度の向上を図る。	河道整備 整備延長 3.08km のべ整備済延長 631.8km	県土整備部



番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
169	適18								●	(4)自然災害分野 ①河川	頻発化、激甚化する水災害に対応するため、公共下水道(雨水)を管理する市町村と連携して計画的な河川整備や流域対策、再度災害の防止に向けた緊急的な治水対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市で協議会を設け、浸水被害が頻発する地区を対象に、浸水被害の原因調査や浸水軽減対策の検討、対策事業の重点実施等を推進(対策事業)市町村:下水道事業として道路側溝から雨水を受ける雨水管、雨水を一時的に溜める貯留管、調整池、雨水を河川に排水するポンプ場等を整備、県:河川の拡幅等により下水道(雨水排水)の受け皿を整備</li> <li>下水道の受け皿となる河川の拡幅工事などを重点的に実施するなど、河川と下水道の連携整備の取組を推進。</li> <li>河川への雨水流出を抑えるため、住宅各戸への雨水浸透ますの設置など、雨水流出抑制対策を進める。</li> <li>防災力、減災力を高め、あらゆる関係者が協働して水害対策に取り組む「流域治水」の推進に向けた取組を行う。</li> </ul>	協議会設置市町村 20市1町	県土整備部
170	適19								●	(4)自然災害分野 ①河川	河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップの活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県 川の防災情報:埼玉県内の河川水位、雨量情報を県のホームページで公開</li> <li>河川監視カメラ映像の提供:Yahooサイト、「Yahoo! 天気・災害」で、県管理河川に設置した河川監視カメラ画像を配信</li> <li>川の防災情報メール:県内河川の氾濫注意水位情報や土砂災害警戒情報等をメール配信</li> <li>県内市町村に対し、県管理河川の想定し得る最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種センサーの適切な維持管理</li> <li>防災情報の適切な発信</li> <li>県内63市町村にて想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成</li> </ul>	県土整備部
171	適20								●	(4)自然災害分野 ①河川	新たな浸水被害実績がある市町村における内水ハザードマップの作成を促進します。	内水ハザードマップの周知と防災訓練等への活用に関して市町村に対する支援を実施	新たな内水浸水想定区域図の作成に関する市町村支援	下水道局
172	適21								●	(4)自然災害分野 ①河川	浸水被害常襲地域における公共下水道(雨水)整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交付金(下水道事業)ゲリラ豪雨の多発等による内水被害軽減のための雨水管きょや貯留管等の整備に国費による財政支援の援助</li> <li>公共下水道事業実施主体:市町・一部事務組合</li> <li>補助率:公共下水道管きょ(1/2)、都市下水道(4/10)</li> <li>河川と下水道の一体的整備の促進</li> <li>浸水被害を軽減するため埼玉県(河川)と市町(下水道)が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように事業間調整の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交付金(下水道事業)浸水対策事業関連 21自治体</li> <li>R4年度末現在21市町で協議会を設置</li> </ul>	下水道局
173	適22								●	(4)自然災害分野 ①河川	市町村によるハザードマップの作成や避難行動要支援者名簿の整備、避難情報の判断・伝達マニュアルの策定を促進します。	避難体制の整備促進	避難行動要支援者名簿を作成済市町村 63市町村	危機管理防災部
174	適23								●	(4)自然災害分野 ①河川	埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報等を発令・伝達する災害オペレーション支援システムの運用保守</li> <li>防災情報メールの運用保守</li> <li>Lアラートによる災害情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害オペレーション支援システムの運用・保守の実施</li> <li>災害時の埼玉県防災情報メールによる災害情報の発信</li> <li>Lアラート全国合同訓練の実施(市町村、放送事業者、県が参加)</li> <li>63市町村で避難所設営訓練や災害時要援護者対策訓練など様々な訓練を実施。</li> </ul>	危機管理防災部
175	適24								●	(4)自然災害分野 ①河川	水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染防止対策について、産業廃棄物処理業者等への指導を推進します。	水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染防止対策について、事業者への立ち入り指導や実務研修会などを通じて啓発活動を実施する。	実務研修の実施(WEB配信) (令和5年1月25日～令和5年2月24日)	環境部
176	適25								●	(4)自然災害分野 ②山地	山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、災害の発生するおそれが高い箇所から優先して治山施設を整備します。	土砂災害防止施設の整備	(公共)砂防 13件、急傾斜地 6件、地すべり 4件 (県単)砂防 6件、急傾斜地 4件	県土整備部
177	適26								●	(4)自然災害分野 ②山地	豪雨等の災害により崩壊した箇所等で、人的被害や崩壊の拡大のおそれがある箇所を最優先に治山施設を整備します。	治山事業 山腹荒廃地、荒廃溪流及び地すべり地に対して治山施設を整備する	治山事業の実施 25か所	農林部
178	適27								●	(4)自然災害分野 ②山地	集中豪雨や大規模崩壊など近年の災害要因の変化に対応するため、山地災害危険地区の再調査を実施します。	山地災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、災害の未然防止を図る	山地災害危険地区の追加 4か所	農林部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
179	適28								●	(4)自然災害分野 ②山地	県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を推進します。	警戒避難体制の確保	土砂災害警戒区域 5,225区域の指定(累計) 土砂災害特別警戒区域 4,711区域の指定(累計)	県土整備部
180	適29								●	(5)健康分野 ①熱中症	効果的な注意喚起を行う市町村の事業費を補助し、取組を支援します。	効果的な熱中症予防対策を行う市町村への補助制度	21市町の事業費に対して補助	保健医療部
181	適30								●	(5)健康分野 ①熱中症	「まちのクールオアシス」の取組を拡充します。	外出時に一時休息所や情報発信の拠点として民間企業等に協力いただき、「まちのクールオアシス」として登録・県ホームページで公表。	協力施設数 8,932施設	保健医療部
182	適31								●	(5)健康分野 ①熱中症	アプリ等を活用し、熱中症情報を迅速に提供します。	県公式スマホアプリ「まいたま防災」で熱中症リスクの高い日に熱中症予防情報をプッシュ配信。	プッシュ通知数 75回	保健医療部
183	適32								●	(5)健康分野 ①熱中症	高齢者等ハイリスク者への見守りや声かけの強化、埼玉労働局との連携の強化を図ります。	熱中症に係る関係部局との熱中症予防対策連絡会議の開催や、市町村職員等向け研修会の開催	熱中症予防対策会議 1回 市町村職員向け研修会 1回	保健医療部
184	適33								●	(5)健康分野 ②感染症	感染症予防の普及啓発を推進します。	蚊媒感染症の予防に係る普及啓発 市町村と連携し、県民等へ感染症の予防策や蚊の防除方法について周知	県内63市町村へ、蚊媒感染症予防対策の広報誌への掲載を依頼	保健医療部
185	適34								●	(5)健康分野 ②感染症	防除作業実施機関との連携を強化します。	埼玉県蚊媒介緊急防除マニュアルの策定	県ホームページでの周知	保健医療部
186	適35								●	(5)健康分野 ③複合影響	「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(オキシダント)」について、県民の生活環境保全に資するよう適切に運用していきます。	光化学スモッグ注意報等発令時における周知の迅速化 注意報等の発令、光化学スモッグ発生予測等	光化学スモッグ注意報発令日数 8日	環境部
187	適36								●	(5)健康分野 ③複合影響	光化学オキシダント対策を着実に実施します。	・工場・立入検査、指導事業費 法及び条例に基づき排出事業者を指導 ・揮発性有機化合物対策費 事業者の自主的なVOC排出削減を促進	規制対象の事業者に対する立入検査の実施、法及び条例の基準に適合するよう指導。 ・VOCに係る行政指導(1件) ・九都県市と連携して夏季のVOC削減について呼びかけ(5月) ・VOC排出削減対策事業者向けセミナー 4回 ・VOCサポート事業実施 0件	環境部
188	適37								●	(6)県民生活・都市生活分野 ①暑熱による生活への影響	住宅におけるヒートアイランド対策を促進します。	先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業 総合的なヒートアイランド対策を施した先導的な住宅街モデルについて広く普及を図る。	埼玉県住まいづくり協議会において先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業に係る事例を紹介	環境部
189	適38								●	(6)県民生活・都市生活分野 ①暑熱による生活への影響	打ち水や日傘の普及啓発を行います。	・打ち水イベントの実施等による普及啓発 ・民間企業等との連携や日傘使用の機会の提供による普及啓発	・打ち水イベント開催 1回(さいたま市) ・打ち水イベントの後援 1件(熊谷市) ・日傘体験会の実施 7回 ・SNSを利用した日傘のフォトキャンペーンの実施 ・九都県市と連携した普及啓発の実施 ・市町村への日傘の貸出 4市町村 ・SNS(ツイッター等)での日傘・暑さ対策に関する情報発信	環境部
190	適39								●	(6)県民生活・都市生活分野 ①暑熱による生活への影響	ヒートアイランド現象の実態調査(温度実態調査)を行います。	県内のヒートアイランド現象の実態を把握し効果的な対策を検討するため、県内の小学校の百葉箱を利用して温度実態調査を実施している。	68か所の小学校で温度測定を実施	環境部
191	適40								●	(6)県民生活・都市生活分野 ①暑熱による生活への影響	市町村と連携し、公共施設など身近な場所の緑化や壁面・屋上などにおける公開性が高く質の高い緑化を進めます。	・施設等緑化事業費 市町村施設緑化補助	市町村施設緑化事業 9件	環境部

番号	番号	緩和策							埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 本文			概要(制度名称等)	R4事業実績	担当部局
		産業・業務	家庭	運輸	廃棄物、その他ガス	吸収源	部門横断	エネルギー	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目			
192	適41								● (6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	彩の国みどりの基金を活用した緑の創出を推進します。	みどりいっぱい園庭・校庭促進事業 ・園庭・校庭芝生化補助 補助対象:民間事業者・市町村 補助率 1/2~10/10 ・園庭・校庭芝生化維持管理補助 ・アドバイザーの派遣	芝生化件数 4件(校庭2件、園庭2件) 芝生維持管理補助件数51件(校庭7件、園庭44件) みどりのアドバイザー派遣回数11回	環境部
193	適42								● (6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	地域制緑地内における開発等の行為に対する指導を強化します。	特別緑地保全地区:都市緑地法に基づき、都市部にある希少な緑地を保全 近郊緑地特別保全地区:首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内において特に保全による効果が著しく、かつ特に良好な自然の環境を有する緑地を保全 ふるさとの緑の景観地:ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、良好な景観を有する緑地を保全 自然環境保全地域:埼玉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や特異な地形、地質、貴重な動植物の自生地などの良好な自然環境を保全するため指定 自然公園:県内の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした指定 自然環境保全地域:埼玉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や特異な地形、地質、貴重な動植物の自生地などの良好な自然環境を保全するため指定	指導実績なし	環境部
194	適43								● (6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	身近な緑公有地化事業による樹林地の公有地化を推進します。	身近な緑公有地化事業 景観地等に指定された緑地のうち保全が困難なものを、市町村と協力し買取りを行う。	公有地化面積 10,152.61㎡	環境部
195	適44								● (6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	緑の管理協定によるふるさとの緑の景観地の保全を推進します。	緑の管理協定締結者への奨励金交付	ふるさとの緑の景観地奨励金 699件	環境部